

長崎大学教育学部附属学校 運動部及び文化部活動のガイドライン



平成31年3月14日
長崎大学教育学部

目 次

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| ■はじめに | … | 1 |
| 1 本ガイドライン策定の趣旨等 | … | 1 |
| 2 適切な運営のための体制整備 | … | 2 |
| (1) 部活動の方針の策定等 | | |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築 | | |
| 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 | … | 3 |
| (1) 適切な指導の実施 | | |
| (2) 部活動用指導手引の普及・活用 | | |
| 4 適切な休養日及び活動時間等の設定 | … | 5 |
| (1) 休養日 | | |
| (2) 活動時間 | | |
| (3) 支援・指導、実施の徹底等 | | |
| 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 | … | 6 |
| (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部・文化部の設置 | | |
| (2) 地域との連携等 | | |
| 6 学校単位で参加する大会等の見直し | … | 7 |
| ■終わりに | … | 8 |

■はじめに

- 部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや芸術文化活動に親しむ能力や態度を育てるだけでなく、自主性や協調性、責任感、連帯感等を育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築き、心身ともに健全な育成を図ることができるたいへん有意義な教育活動である。
- しかしながら、近年、専門的な指導力をもった指導者の不足、児童・生徒のニーズや保護者の要望への対応など新たな課題も出てきている。また、指導者は、肉体的・精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導をしっかりと区別し、幅広い知識や技能を継続的に習得して指導力を向上させていくことが求められている。
- 国が平成 30 年 3 月に示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び同年 12 月に示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を受け、「児童・生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「教職員の超過勤務の是正や負担軽減」等の観点から、学校全体で運営の在り方や指導方針を検討する必要がある。
- これらから、長崎大学教育学部では、持続可能な運動部活動・文化部活動が、児童・生徒の発達の段階に応じて適切に実施されるよう、「長崎大学教育学部附属学校運動部及び文化部活動の在り方に関する方針」として本ガイドラインを策定した。

1 本ガイドライン策定の趣旨等

(1) 本ガイドラインは、長崎大学教育学部附属学校の運動部活動及び文化部活動を対象とし、児童・生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、適切に実施されることを目指す。

ア 児童・生徒のバランスのとれた生活と成長の確保等のほか、精神的・体力

的負担への配慮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目、芸術文化活動の特性を踏まえつつ、部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。

イ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、児童・生徒がスポーツや芸術文化活動等を楽しむことで、運動習慣の確立、豊かな心や創造性の涵養等を図り、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

ウ 児童・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

エ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 附属中学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、改善を図ること。

(3) 附属小学校においても、文化部活動の実施に当たっては、児童の発達の段階や教師の業務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部及び文化部活動の方針の策定等

ア 附属中学校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「長崎大学教育部附属中学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。

各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

イ 附属中学校長は、上記アの活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 附属小学校長・附属中学校長は、児童・生徒や教師の数を踏まえ、活動内容の充実、児童・生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置すること。

イ 附属小学校長・附属中学校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。

その際、附属中学校長は、学校全体でスポーツ医・科学的な根拠に基づく指導方針に則って運動部活動運営が行えるよう、運動部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、運動部顧問が適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮すること。文化部活動においても、指導者を対象とする知識及び実技の質の向上を図るための研修会等への参加に配慮すること。

ウ 附属中学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。

エ 附属小学校長・附属中学校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 附属中学校長及び運動部顧問は、活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。文化部活動の実施に当たっても同様の配慮を行うこと。また、長崎大学教育学部は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行うこと。

イ 附属中学校長及び部活動顧問は、気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を活用して状況を把握し、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行うこと。附属小学校における文化部活動においても同様の配慮を行うこと。

※環境省の熱中症予防サイト http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_lp.php

ウ 高温や多湿時において、県教育委員会や市教育委員会等が主催する広域的な大会等に参加せざるを得ない場合には、参加児童・生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、児童・生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

エ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることやウォームアップやクールダウンを確実に行うこと、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。文化部顧問においても同様に、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。附属小学校も文化部活動においても同様の配慮を行うこと。

運動部顧問、文化部顧問は、それぞれ、児童・生徒の体力や芸術文化の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

また、専門的知見を有する保健体育科担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」を、文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引等をそれぞれ活用し、3(1)に基づく指導を行うこと。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童・生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上とするとともに、毎月第3日曜日を家庭の日として、部活動を実施しない日と位置付けること。その際、週末や家庭の日に大会参加等で活動した運動部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定すること。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとすること。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な

活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。また、学校閉庁日については、ノー部活動デーとすること。

（２）活動時間

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

イ 各部の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、児童・生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

（３）支援・指導、実施の徹底等

ア 附属中学校長は、2（１）アに掲げる「附属中学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表すること。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

イ なお、休養日及び活動時間等の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、定期試験前後の一定期間のほか、学校全体の部活動休養日を設けることや、週、月、年単位での活動頻度・時間の目安を定めるなど、メリハリを付けること。

ウ 附属小学校長においても、文化部活動の内容を把握し、休養日及び活動時間等について、適宜、指導・是正を行うこと。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（１）生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置

ア 附属中学校長は、国の調査において生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と

楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、障害のある生徒等も含めて生徒の多様で潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校や地域の実態、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部設置も検討すること。

【例】 生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるもの

- ・ より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・ 競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・ 体力づくりを目的とした活動等

イ 附属中学校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部設置も検討すること。附属小学校長においても、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、児童が参加しやすいような活動を行えるよう配慮すること。

【例】

- ・ より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部活動
- ・ 大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになる部活動等

(2) 地域との連携等

ア 附属小学校長及び附属中学校長は、児童・生徒のスポーツ環境、文化芸術活動の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に児童・生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツや芸術文化活動のための環境整備を進めること。

イ 附属小学校長及び附属中学校長は、学校と保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化芸術活動環境の充実に支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

附属中学校長は、県教育委員会や各市町教育委員会の定める運動部が参加する大会数の上限や、文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限等を踏まえながら、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査すること。

■ 終わりに

- 本ガイドラインでは、児童・生徒の「心身の健全な発達」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフや芸術文化活動の実現」を第一に目指し、休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、児童・生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上に結びつくものとする。長崎大学教育学部は、附属学校における運動部活動及び文化部活動、とりわけ、附属中学校における部活動が、各競技や種目、活動の特性やレベル、強化指定の有無等に応じた多様な形で最適な活動となるよう、本ガイドラインの着実な実施を図る。

<参考>

- ◎ スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成 30 年 3 月
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm
- ◎ 文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成 30 年 12 月
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline
- ◎ 長崎県「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドラン」平成 30 年 10 月
<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/11/1542269425.pdf>